

総会

配布：一般

2015年1月21日

第69会期

議事日程議題 68(c)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/68/488/Add.3) に基づく]

69/190. イラン・イスラム共和国における人権状況

総会は、

国際連合憲章、並びに世界人権宣言¹、国際人権規約²および他の国際的な人権文書に基づき、

イラン・イスラム共和国における人権状況に関する総会の従前の諸決議、その最も新しいものは2013年12月18日の決議68/184、を想起し、

1. 決議68/184に従って2014年8月に提出された事務総長報告書³および2014年3月28日の人権理事会決議25/24⁴に従って2014年8月に提出されたイラン・イスラム共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書⁵に留意する。

2. 幾つかの重要な人権問題、特に女性と種族的少数者の構成員に対する差別をなくすことおよび表現と言論の自由を促進することに関するイラン・イスラム共和国大統領により為された誓約を歓迎し、そしてイラン・イスラム共和国に対し、可及的速やかに民主的改善をもたらす具体的な行動にそれらをつなげることもまた同国の国内法が国際人権法の下での義務と適合することそして同国の国際的義務に従って実施されることを確保することを促す。

¹ 決議217A (III)。

² 決議2200A (XXI)、添付文書。

³ A/69/306。

⁴ 総会公式記録、第69会期、補遺No.53 (A/69/53)、第IV章、A節、参照。

⁵ A/69/356。

3. イスラム刑法および刑事訴訟法の改正を含む、幾つかの人権の懸念に対処するイラン・イスラム共和国における法的小よび行政的变化を認め、そしてこれらの措置が同国の国際人権義務に適合することを確保することをイラン・イスラム共和国政府に促す一方で、国民の権利憲章を導入する取組に留意する。

4. 情報および国家訪問を求める特別手続職務権限保持者からの要請に対する対応の現行の欠如を含む、人権監視手続との関与が幅広く欠けていることについて重大な懸念を残しつつ、定期的な国家報告書の提出並びに人権理事会による第二回普遍的定期的審査に参加したことを通して、人権条約機関とのイラン・イスラム共和国による最近の関与をまた認める。

5. 特に、以下のことに関するイラン・イスラム共和国における重大な現行のまた再発している人権侵害に深い懸念を表明する。

(a) 国際的に承認された予防手段がないので、公開処刑を禁止している元司法府の長による通達の発行にもかかわらず、公開処刑、および秘密組織の処刑を含む死刑実施、並びに収監者の家族または法律顧問への通知なしに行われた処刑の報告の憂慮すべき高頻度と増加。

(b) 児童の権利に関する条約⁶と市民的及び政治的権利に関する国際規約²の下でのイラン・イスラム共和国の義務に違反した、少数者および犯行時に 18 歳未満の人に対して継続して死刑を科すこと並びに実行。

(c) 国際法に違反して、正確且つ明白な定義を欠く犯罪および最も重大な犯罪としてみなされない犯罪に対して死刑を科すこと。

(d) むち打ちや切断を含む、拷問および残虐な、非人道的なまたは品位を欠く取扱または刑罰。

(e) 国際的な衛星電送を使えなくするためまたメディア・アウトレットを検閲または閉鎖するため、ソーシャル・メディア・アウトレットを含む、インターネットへのアクセスやインターネットの内容を妨げ、取り除きそして邪魔するための継続した取組を通したものを含む、平和的な集会、結社の自由そして言論および表現の自由に対する権利に関する広範且つ重大な制限。

(f) 人権擁護者を組織的に対象とすることやいやがらせおよび逮捕、恣意的な勾留、長期の国外追放および死刑を含む厳しい刑に直面している、ジャーナリスト、ブロガーおよびソーシャル・メディアの利用者を改めて対象とすること。

⁶ 国際連合、条約集、第 1577 巻、No.27531.

(g) 雇用および高等教育の特定の分野に対する平等なアクセスを制限することが続いていること並びに 11 の副大統領の地位の 3 つが女性に許されているにもかかわらず、政府における意思決定の立場および労働市場に対するアクセスに関する制限によるものを含む、蔓延しているジェンダーの不平等および女性に対する暴力並びに法および実践における女性と女兒に対する現在起こっている差別。

(h) とりわけ彼らの適法手続権の現在起こっている侵害および投獄中の拷問の申立並びにアフワズ・アラブ地域社会の構成員の報告された秘密処刑を含む、アラブ系およびアゼリー系の暴力的な抑圧および勾留の報告を含む、アラブ、アゼリー、バローチおよびクルドを含む、種族的、言語的または他の少数者に属する者およびその擁護者に対する、時には迫害に達する、継続した差別および他の人権侵害。

(i) 思想、良心、宗教または信念の自由に対する権利に関する現在起こっている厳しい制限や規制並びに信仰と埋葬の場所の建設に関する制限並びにそれらに対する攻撃。

(j) キリスト教牧師の継続した勾留を含む、イスラム教スーフィー派、イスラム教スンニ派および福音主義キリスト教の恣意的な逮捕および勾留にとりわけ留意しつつ、キリスト教、ユダヤ教、イスラム教スーフィー派、イスラム教スンニ派およびゾロアスター教を含む、認められている宗教的少数者に属する者およびその擁護者に対する、時には迫害に達する、継続したいやがらせおよび人権侵害。

(k) 認められていない宗教的少数者、特にバハーイー教の教徒およびその擁護者に対する、対象を特定した攻撃や殺人、適切な捜査なしに責任を有する者の責任を問うこと、逮捕および勾留、宗教に基づく高等教育へのアクセスの拒否、イランのバハーイー共同体の全体の指導者たちの継続した投獄、バハーイー所有の事業の閉鎖、バハーイーの共同墓地の冒涇や破壊およびバハーイー教の教徒の事実上の犯罪化を含む、継続した差別、迫害および人権侵害。

(l) 健康についての重大な懸念にもかかわらず、2009 年の大統領選挙からの反対派の指導的人物の継続したまた持続的な自宅監禁、並びにいやがらせ、脅迫および報復を通したものを含む、その支援者およびその家族に対する現在起こっている制限。

(m) 法の適法手続の維持がなかなかできないこと、また恣意的な勾留および強制失踪の広範なまた組織的な使用、自らが選択した法的代理人への勾留された者のアクセスの欠如、勾留された者への保釈許可の審議拒否、刑務所の貧弱な状態、適切な医学的治療へのアクセスの拒否そして結果として生じる受刑者が直面している死の危険、拷問、レイプおよび性的暴力の他の形態の対象となっている被勾留者、過酷な尋問のやり方そして公判で使用されるまた国営テレビで放送される偽

の供述を得るために、逮捕を含む、その親戚や扶養家族に対して行使される強制力の使用を含む、勾留された者の権利の侵害。

(n) 国際法に違反した、国家当局による個人のプライバシー、とりわけ私宅に関するもの、および電話や E メール通信を含む、個人の通信の継続している恣意的なまたは違法な干渉。

6. イラン・イスラム共和国政府に対し、事務総長報告書およびイラン・イスラム共和国における人権状況に関する特別報告者の報告書において強調された本質的な懸念、並びに総会の従前の諸決議に見られる行動に対する具体的な呼びかけに対処すること、そしてとりわけ以下のことについての、法および実践における、同国の人権義務を十分に尊重することを求める。

(a) 石を投げつける死刑によるものを含む、国際的に認められた条項に対する尊重なしに実行される公開処刑および他の処刑を法および実践において廃止すること並びに絞殺の中止。

(b) 改正イスラム刑法が、児童の権利に関する条約の第 37 条および市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 6 条の下での、少数者および犯行時に 18 歳未満であった者の処刑を廃止する、同国の義務に適合するよう、さらに再考すること。

(c) あらゆる形態の拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を、法および実践において、取り除くこと。

(d) 子どもの、早期のまた強制的な結婚の増加している発生に対処すること、意思決定の地位への女性の参加を促進することそして、教育のあらゆるレベルにおける女性の高い在籍者を認識しつつ、大学教育のあらゆる側面に対する女性の平等なアクセスについての全ての制限を取り去りそして労働市場並びに経済的、文化的、社会的および政治的生活のあらゆる側面における女性の参加を促進することを含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別および他の人権侵害を、法および実践において、取り除くこと。

(e) 認められているかまたはその他の、宗教的、種族的、言語的または他の少数者に属する者に対するあらゆる形態の差別および他の人権侵害を、法および実践において、取り除くこと。

(f) 政治的、種族的または宗教的帰属若しくは地域共同体に基づく、高等教育に対するアクセスに関する特定集団の構成員に対する差別やその排除を、それらの理由で以前排除された学生の無条件の再入学を通したものを含んで、取り除くこと、イランの大学へのアクセスを拒否されたバハーイーの青年に対して高等教育を提供する取組の犯罪化を取り除くことそしてこの理由で投獄された者を解放すること。

(g) その中で、2008 年以降続いている 7 人のバハーイー指導者を解放しそして信念故に投獄

されていた者を含む、全てのバハーイーに、法の適法手続と彼らが憲法により保証されている権利を与えるために、イラン・イスラム共和国がバハーイー地域共同体を解放することができる、宗教的不寛容に関する特別報告者の 1996 年報告書⁷の中で、特別報告者が勧告した方法を、特に、実施すること。

(h) イランの司法および治安当局が関与しているものを含む、重大な人権侵害の事例への対応において包括的な説明責任過程を開始すること、そして政府により約束されたように、2014 年 4 月のエヴィーン刑務所における多くの受刑者が負傷した攻撃の間に起きたものを含む、そのような違反に対する刑事責任の免除を終わらせること。

(i) 政敵、人権擁護者、女性および少数者の権利活動家、労働組合指導者、学生、大学教員、映画製作者、ジャーナリストおよびその家族、他のメディアの代表者、ブロガー、ソーシャル・メディアの使用者、聖職者、芸術家および法律家に現在起きているいやがらせ、脅迫および迫害を、恣意的にまたは自らの政治的見解に基づき拘束され続けている者を解放することによるものを含んで、終わらせることにより、表現および言論の自由に対するより一層の場についての、大統領による繰り返された誓約を遂行すること。

(j) 表現および結社の自由に対する権利を侵害する衛星放送を選択して使えなくすることを含む、報道およびメディアの代表者、インターネット使用者およびインターネット供給者についての制限と彼らの恣意的な逮捕を終わらせること、そして総会がインターネットの速度を増加する政府の決定を歓迎する一方で、総会は、オープンで自由なインターネットアクセスを促進するための改善を更に奨励する。

(k) 法の適法手続を確保する手続的保証を、法および実践において、維持すること。

7. イラン・イスラム共和国政府に対し、人権理事会による同国の第一回普遍的定期的審査⁸の枠組の中で行うことを、経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の勧告⁹に相当な注意を払って、自らが誓約したように、独立国家人権機関を設立することにより、人権の促進および保護のための国の制度の地位に関する原則（パリ原則）¹⁰に従って、同国の人権機関を強化することもまた求める。

⁷ E/CN.4/1996/95/Add.2.

⁸ A/HRC/14/12 and Add.1 and Add.1/Corr.1 参照。

⁹ E/C.12/IRN/CO/2 参照。

¹⁰ 決議 48/134、添付文書。

8. 児童の権利に関する委員会および障害者の権利に関する委員会への国の定期的な報告書の提出を含む、人権条約機関とのイラン・イスラム共和国により最近の関与に留意し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、これらの委員会により採択された最終報告書に基づいて行動することを考慮することを求める。

9. イラン・イスラム共和国政府に対し、同国が既に当事国となっている人権条約の下での自らの義務を効果的に履行すること、そのような留保が大いに一般的であり、不正確でありまたは条約の趣旨および目的と両立しがたいと考えられ得る場合、他の国際的な人権文書の署名または批准に基づいておこなった可能性のあるあらゆる留保を撤回すること、同国が当事者である国際的な人権条約の機関により採択されたイラン・イスラム共和国に関する最終報告書に基づいた行動を考慮すること、そしてまだ当事国でない国際的な人権条約の批准または加入を考慮することを求める。

10. 人権理事会によるその第一回普遍的定期的審査の期間中に同国が受け入れた勧告に関してイラン・イスラム共和国政府の記録の不十分な履行に懸念をもって留意し、そして同政府に対し、履行過程において独立した市民社会および他の利害関係者の完全且つ真摯な参加を得て、その第二回普遍的定期的審査からのものを含む、全ての受諾した勧告を実施することを強く奨励する。

11. 全ての主題別特別手続職務権限保有者に対してイラン・イスラム共和国により発行された継続的な招待にもかかわらず、9年間の同国訪問というこれらの特別制度からの要請を実現してこなかったことそしてこれらの特別制度からの圧倒的多数の膨大なまた繰り返されたコミュニケーションに答えないままであったことに深い懸念を表明し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、人権侵害のあらゆる申立の信頼に足るまた独立した調査が実施されることができるよう、同国領土への特別制度の訪問を促進することを含む、同制度と十分に協力することを強く促す。

12. 国際連合人権制度または代表者との協力または接触のため個人に対する復讐の申立について重大な懸念を表明する。

13. 主題別特別手続職務権限保有者、とりわけ、裁判外の、即決または恣意的な処刑に関する特別報告者、拷問および他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する特別報告者、言論および表現の自由に対する権利に関する特別報告者、人権擁護者の状況に関する特

別報告者、宗教または信念の自由に関する特別報告者、裁判官および法律家の独立に関する特別報告者、女性に対する暴力、その原因および結果に関する特別報告者、教育に対する権利に関する特別報告者、真実、正義、賠償および非再発の保証に関する特別報告者、少数者問題に関する特別報告者、恣意的勾留に関する作業部会、強制的または非自発的失踪に関する作業部会および人権理事会の法および実践における女性に対する差別問題に関する作業部会に対し、調査することと報告することを目的として、イラン・イスラム共和国における人権状況に、特に注意を払うことを強く奨励する。

14. 国際連合機関の長の、同国訪問を通じた、最近の関与を歓迎し、そしてイラン・イスラム共和国政府に対し、国際連合人権制度とのその関与を深めることを促す。

15. イラン・イスラム共和国政府に対し、国際連合人権高等弁務官事務所を含む国際連合と人権および司法改革に関する協力を探り続けることを奨励する。

16. イラン・イスラム共和国政府に対し、イラン・イスラム共和国における人権情報に関する特別報告者および他の国際的な人権制度と、特別報告者の職務権限を実行するため同国へ訪問するという同報告者による繰り返された要請を受け入れることによるものを含んで、十分に協力することを求め続ける。

17. 事務総長に対し、本決議の実施において為された進展についてその第 70 会期の総会に、その実施を改善するための選択肢と勧告を含んで、報告することまたその第 28 会期の人権理事会に中間報告書を提出することを要請する。

18. 「人権の促進および保護」と題された項目の下、総会の第 70 会期で、イラン・イスラム共和国の人権状況の審議を続けることを決定する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日